資料２－２

客引き行為検知実証実験における

本人以外からの個人情報の収集について

【諮問の趣旨】

近年、市内の繁華街で居酒屋や接待飲食店への客引き行為等が横行し、市民が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生している。

市では、特に客引き行為者の多い区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定する等、市民や来街者が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」（以下、「客引き防止条例」という。）を制定した。

また、市は客引き行為の発生の防止、違反者への指導のため、禁止区域に指導員を配置し、巡回、指導を行う予定であるが、禁止区域の全域を常時監視することは困難であるため、指導員の業務を補完するものとして、例えば、ＡＩカメラで客引き行為を検知し、発生場所を指導員に通知して対応につなげるなどの手法が考えられ、このような手法の前提として、禁止区域内に設置したＡＩカメラで客引き行為を検知する仕組みの有用性を検討している。

この仕組みの有用性の検討のためには、実際の客引き行為を撮影し、客引き行為に特有の歩行の態様（姿勢等）を分析するための実証実験を行う必要がある。その場合、客引き行為者や通行人が撮影されることになるが、これは本人の意思に基づく収集ではなく、本人以外からの収集となる。また、客引き行為を防止し、市民が安心して公共の場所を通行できるようにするという公益上の必要性があり、かつ、実際の客引き行為者の行動パターンを分析する必要がある点、それに伴い一般通行者も同時に撮影せざるを得ない点で当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものであると考えるため、千葉市個人情報保護条例（以下「保護条例」いう。）第７条第２項第９号の規定により、その該当性について千葉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものである。

１．個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

（１）個人情報を取り扱う事務の名称

禁止区域における、客引き行為者の歩行の態様データの収集・分析

（２）目的

ＡＩカメラが客引き行為を検知し、違反行為者への注意・指導や、指導員に場所を通知することで的確に客引き行為を指導する等の仕組みの実現可能性、有用性の検討のため、客引き行為を撮影し、客引き行為等に特有の歩行の際の姿勢等の歩行の態様を分析した結果を評価する。

２．保護条例第７条第２項第９号の該当性について

（１）公益上特に必要があることについて

・客引き行為により、繁華街の通行環境が悪化し、市に多くの苦情や要望が寄せられている。

・客引き防止条例は、市民等が安心して公共の場所を通行又は利用できる環境を確保するため、禁止区域での客引き行為を禁止しており、市は、客引き行為を防止するための必要な施策を推進する必要がある。

・市は禁止区域に「指導員」を配置し、巡回、指導を予定しているが、禁止区域の全域を常時

監視することは困難であり、指導員の業務を補完するものとしての、カメラやＡＩ技術を活用した対策を検証する必要がある。

・カメラやＡＩ技術を活用した対策の有用性を判断するための根拠として、実証実験の結果が必須となる。

（２）個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものであることについて

・ＡＩが客引き行為を、それと正確に認識し、客引き行為以外の行動（例：ナンパ行為等）と混同しないようにするためには、客引き行為の特有の歩行の態様（姿勢等）を分析する必要がある。

・客引き行為の特有の歩行の態様の分析には、実際の客引き行為者の歩行の態様を撮影する以外に方法はない。

・禁止区域内には客引き行為者が多数おり、氏名や所属する店舗等を把握できておらず、各人から同意を取ることは現実的ではないほか、行為を容認するかのような誤認を与えるため、本人の同意を得ることは適切ではなく、他に適当な収集方法がない。

・客引き行為者以外の一般通行者については、カメラを設置する場所が繁華街であるため多数通行するが、撮影を客引き行為者のみに限定して行うことは不可能であり、客引き行為者の歩行の態様の撮影に伴い、同時に撮影せざるを得ない。なお、ホームページや現地の案内文により、撮影の周知を行う。

３　個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

千葉市　市民局　市民自治推進部　地域安全課

共同事業者：NTT グループ

【事業の役割分担】

○市

・全体の運営と統括

・カメラ設置場所の確保

・実施に係る関係者との調整

・実証実験実施の広報、周知

・成果の評価

○共同事業者（NTT グループ）

・カメラ等の機材の整備・提供、維持管理及び実験終了後の原状回復

・実証実験の実施

・データの収集・管理、分析及び市への提供

・結果の報告

４　収集する個人情報の対象者の範囲

対象者：禁止区域（中央区富士見地区）の通行者、客引き行為者

収集する期間：令和４年２月中旬から令和４年３月下旬までの概ね３週間

各日午後６時から午前０時まで（カメラの作動による撮影時間）

５　個人情報の収集先

①千葉市中央区富士見２丁目１４番付近

②千葉市中央区富士見２丁目１７番付近

③千葉市中央区本千葉町１番付近

【位置図】

資料２－２

①千葉市中央区富士見２丁目１４番付近

設置対象柱

想定画角（地上からの図）

②千葉市中央区富士見２丁目１７番付近

設置対象柱

想定画角(地上からの図)

③千葉市中央区本千葉町１番付近

設置対象柱

想定画角（地上からの図）

６　対象者への周知方法

①市による記者発表

②市、NTT グループのホームページでの周知

③カメラ周辺への案内文の掲示

④カメラ周辺の地元商店街等への説明

７　収集する個人情報の項目

（１）画像

カメラから収集した映像

（２）画像に含まれる情報

カメラの撮影時間に撮影される場所にいた通行人、客引き行為者その他の人物の容貌、体の動き、通行した場所等

（３）個人同定結果

同一人物の行動であることを判断するためのデータ

特徴量データは、（１）により得られる以下の特徴量とする。

・顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

・歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

８　得られる情報

・客引き行為者の特有の歩行の態様（姿勢等）

・客引き行為者の滞在時間

９　収集を行う理由

下記の現状を改善するため、実効性のある客引き防止対策を行う必要があるが、禁止区域内に設置したＡＩカメラで客引き行為を検知する仕組みが有用であるかどうかを検証するため、実証実験を行うものである。

（１）現状（客引き行為の横行による環境悪化）

中央区富士見地区には、多数の客引き行為者がおり、立ち塞がりやつきまといを伴う客引き行為等が横行している。

市民から市に寄せられる「客引き行為者にしつこくつきまとわれ迷惑、通行の邪魔である」、「街の雰囲気が悪く、イメージが低下する」等の苦情や要望は、令和元年度から急増し、市民が安心して通行できる環境が悪化している。

（２）実効性のある客引き防止対策の必要性

客引き行為の防止には、罰則を背景とした客引き行為者への勧告、命令が有効であり、これらの実施の手段として、市で雇用した指導員が禁止区域を巡回し、違反行為をした者に指導を行う予定である。しかし、客引き行為を発生させないように禁止区域内を常時監視することは困難であり、指導員がいない時間や場所では客引き行為が行われるおそれがある。指導員による巡回、指導を軸とし、警察や地域団体とも連携しながら、様々な手法により、客引き防止対策の実効性を高めていく必要がある

（３）ＡＩカメラを用いた客引き防止対策に係る有用性検証の必要性

ＡＩ技術は、社会の様々な分野で活用されている。客引き防止において、指導員による巡回、指導を補完する手法としてＡＩ技術の活用も考えられ、「ＡＩカメラが客引き行為の発生を検知し、違反行為者への注意指導や、発生場所を指導員に通知して対応につなげる、また蓄積した情報を基に効率的な巡回ルートを構築する等、指導員の業務を補完する仕組み」が手法として考えられる。客引き防止対策の実効性を高めるため、こうした可能性や有用性を検証する必要がある。

また、実証実験は、有用性の検証に際し、以下のメリットがあるものである。

【実証実験のメリット】

この、ＡＩカメラが客引き行為の発生を検知し、指導員の業務を補完する仕組みの実現には、ＡＩカメラが客引き行為を正確に認識することが必要不可欠であるが、実際の客引き行為の特有の歩行の態様（姿勢等）を収集し、分析することで、ＡＩが繁華街の実環境において、客引き行為を的確に検知できるか等を実証できる。

市が、この仕組みが有用であるかどうかを判断するための、実証に基づく根拠のひとつに活用することができる。

なお、実証実験の結果、仕組みが有用であると判断できないほか、費用や運用において課題があると判断される等の場合も考えられることから、実証実験の分析結果によって、仕組みを客引き防止対策として活用するかどうかの判断を行うものとする。

１０　個人情報に関する組織的・人的安全管理措置

（１）適正な管理

・個人情報を適正に管理させるために、NTT グループは個人情報管理責任者を設置し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他実証の適切な実施のために必要な事項に関する研修等を実施する。

・NTT グループは、市にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告する。

（２）従事者への周知及び監督

・NTT グループは、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの実証で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させる。

・NTT グループは、従事者から個人情報保護に関する誓約書を徴し、市の求めに応じて提出する。

（３）目的外の利用又は第三者への提供の禁止

・NTT グループは、実証目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しない旨の誓約書を市に提出する。

（４）検査等の実施

・市は、個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、NTT グループに対し報告を求め、又は実地に検査する。

１１　個人情報に関する物理的・技術的安全管理措置

（１）データセキュリティ

（ア）カメラ（３台）

・カメラ本体は高所に設置し、第三者による物理的なアクセスを制限する。

・カメラに対する情報的アクセス制御として製品出荷時とは異なるパスワードを設定する。

・カメラからのデータ取得を行うための端子は金属製の盤に格納し、物理的に施錠する。

・カメラはインターネット等外部と常時アクセス可能なネットワークには接続しない。

（イ）データ回収用 PC（１台）　【保管場所：NTT データ事業所】

・データ回収用 PC に暗号化処理を行い、第三者によるデータの持ち出しや復元を不可能とする。

・データ回収用 PC と担当者のスマートフォンを BLUETOOTH 通信で連携させた上で位置補足用タグを取り付け、データ回収用 PC の位置を把握し、データ回収用 PC とスマートフォンが一定距離離れた場合、スマートフォンに警告を表示する。

（ウ）データ保存用 PC（１台）　【配置場所：NTT データ事業所】

・データ保存用 PC は、NTT データ事業所内のプロジェクトルーム内に設置し、ワイヤーロックにより外部への持ち出しを防止する。

・IC カード及び生体認証により、事前に登録された関係者以外のプロジェクトルーム内への立ち入りを制限する。

・データ保存用 PC に暗号化処理を施し、第三者によるデータの持ち出しや復元を不可能とする。

（エ）データ解析用 PC（３台）　【配置場所：NTT データ事業所】

・データ解析用 PC は、NTT データ事業所内のプロジェクトルーム内に設置し、ワイヤーロックにより外部への持ち出しを防止する。

・IC カード及び生体認証により、事前に登録された関係者以外のプロジェクトルーム内への立ち入りを制限する。

・データ保存用 PC に暗号化処理を施し、第三者によるデータの持ち出しや復元を不可能とする。

（２）データ加工

（ア）カメラから収集した映像は、解析装置内のメモリ上で処理の上、解析結果として検出された人物同定仮番号や動作検出結果を映像上に付与した結果映像として出力する。

（イ）出力された結果映像は解析装置を介してデータ保存用記憶装置に保存する。

（３）データ管理及び消去

データについては、判別結果の確認等のために必要な期間は NTT が管理するが、市に実証実験の結果報告書を提出し、市が実証結果の評価にたえる内容になっていると確認した後、速やかに消去する。

（ア）カメラ（３台）に保存されたデータ

・データ回収（１週間に１回）の際、直ちに SD カードのデータ消去を行う。

・現地での撮影期間が終了し、カメラを撤去した後、直ちにＮＴＴデータ事業所内でランダムデータを書き込み、復元を不可能とする。

・更に専門業者による再度のデータ消去を行い、作業完了後はデータ消去証明書の写しを市へ提出する。

（イ）データ回収用 PC（１台）

・データ保存用 PC にデータを保存させた際、直ちにハードディスクのデータ消去を行う。

・現地での撮影が終了し、最後のデータを回収し、データ保存用 PC にデータを保存させた後、直ちにＮＴＴデータ事業所内でランダムデータを書き込み、復元を不可能とする。

・更に専門業者による再度のデータ消去を行い、その際、市が立会い、確実にデータが消去されたことを確認する。消去完了後はデータ消去証明書の写しを市へ提出する。

（ウ）データ保存用 PC（１台）

・報告書を市に提出し、市が確認した時点で、直ちにハードディスクのデータ消去を行うとともに、ＮＴＴデータ事業所内でランダムデータを書き込み、復元を不可能とする。

・更に専門業者による再度のデータ消去を行い、その際、市が立会い、確実にデータが消去されたことを確認する。消去完了後はデータ消去証明書の写しを市へ提出する。

（エ）データ解析用 PC（３台）

・報告書を市に提出し、市が確認した時点で、直ちにハードディスクのデータ消去を行うとともに、ＮＴＴデータ事業所内でランダムデータを書き込み、復元を不可能とする。

・更に専門業者によるデータ消去を行い、その際、市が立会い、確実にデータが消去されたことを確認する。消去完了後はデータ消去証明書の写しを市へ提出する。

【データの保存・消去時期】

機器（記憶媒体）	データ保存開始時期	事業者によるデータ消去時期	ランダムデータ書き込み時期	専門業者によるデータ消去時期
カメラ（SD カード）	現地での撮影時	データ回収時（１週間に１回）	撮影終了後、カメラ撤去時	撮影終了後、カメラ撤去時
データ回収用 PC（ハードディスク）	データ回収時（1週間に1回）	データ保存 PC へのデータ保存時（1週間に1回）	データ保存 PC への最後のデータ保存時	データ保存 PC への最後のデータ保存時
データ保存用 PC（ハードディスク）	データ回収時（1週間に1回）	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時
データ解析用 PC（ハードディスク）	データ回収時（1週間に1回）	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時	結果報告書を市に提出し、市が内容を確認した時

（４）検査等の実施

・市は、個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、NTT グループに対し報告を求め、又は実地に検査する。

１２　覚書の締結

今回の実証実験の実施にあたっては、市、NTT グループ（日本電信電話㈱、NTT 東日本㈱ 、㈱ NTT データ）の間で、知的財産権の帰属、機密の保持等に関し取り決めるほか、市が相手方に遵守させる事項として、個人情報の適正な取り扱いについて定めた「個人情報取扱特記事項」を別記として付した「実証実験の協力に関する覚書」を締結する。

【実証実験の協力に関する覚書の主な内容】

○知的財産権の帰属

実証実験により新たに作成された著作物の著作権、技術、ノウハウの権利は、NTT データに帰属する。

○機密保持

市、NTT グループは、機密情報を保持し、第三者に開示してはならないものとする。

○個人情報保護

市、NTT グループは、個人情報を実証実験以外の目的のために利用せず、第三者に提供しないほか、適切な管理のために必要な措置を講じるものとする

【個人情報取扱特記事項の主な内容】

・事業者は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない。
・事業者は、個人情報の漏洩等の防止及び適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
・事業者は、従事者に個人情報の保護に関して必要な事項を了知させなければならない。
・事業者は、個人情報を、指定された委託先以外の第三者に取り扱わせてはならない。
・事業者は、特記事項に違反する事態が生じたときは、速やかに市に報告しなければならない。

１３　実証実験スケジュール

実証実験は、下記のスケジュールで進めることとする。(データ消去は、専門業者によるデータ消去を指す。)

カメラによる撮影	２月中旬から令和４年３月下旬までの概ね３週間
最後のデータ回収	３月下旬（データ保存用 PC に保存後、回収用 PC からデータ消去）
カメラ撤去	４月初旬（カメラからデータ消去）
撮影画像の分析	データ回収後～４月中旬
市への報告書提出、市の確認	４月中旬　（データ保存用 PC、データ解析用 PC からデータ消去）
実証結果の評価	４月中旬以降